

如水会会員証カード 年会費のご案内

本人会員・家族会員とも無料

※ただし、家族会員の方は入会金として如水会より1,000円をご請求させていただきます。

2025年12月9日改定

如水会会員証カード会員特約

第1条(名称)

本カードは、一般社団法人如水会(以下「如水会」といいます。)と三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)が提携して発行するもので、カードの名称は「如水会会員証カード」(以下「本カード」といいます。)と称します。

第2条(入会方法)

- 申込者は、如水会および三菱UFJニコス(以下一括して「両社」といいます。)が定める本特約および個人会員規約(以下「会員規約」といいます。)を承認のうえ、両社に入会を申込むものとします。
- 本カードの会員(以下「会員」といいます。)は、両社が本人会員または家族会員として入会を認めた者とし、如水会会員資格と三菱UFJニコス会員資格を有するものとします。
- 三菱UFJニコスは、会員に対し本カードを貸与します。

第3条(年会費)

本カードの年会費は無料とします。

第4条(如水会年会費等)

会員は、如水会に対して所定の如水会年会費・入会金等を本カードの代金支払口座を通じて支払うものとします(ただし、既に納入済の方および終身会費納入者は除きます。)。

第5条(特典およびサービスの利用)

- 会員は、三菱UFJニコスが提供する特典およびサービスを受ける場合、三菱UFJニコスの所定の方法でその提供を受けるものとします。なお、如水会はこれらの提供に関して、会員と三菱UFJニコスの間に生じる紛議に対して一切の責任を負いません。
- 会員は、如水会が提供する特典およびサービスを受ける場合、如水会所定の方法でその提供を受けるものとします。なお、三菱UFJニコスはこれらの提供に関して、会員と如水会の間に生じる紛議に対して一切の責任を負いません。

第6条(会員資格の取消等)

- 会員に如水会の提供する特典およびサービスを受けるにあたり不正な行為があった等如水会会員資格を有するに不適当であると認められた場合、如水会は、何らの通知、催告を要しないで当該会員の如水会会員資格を取消すことができるものとします。これにより本人会員が如水会会員資格を喪失した場合、その家族会員も当然に如水会会員資格を喪失するものとします。

- 会員が如水会会員資格を喪失した場合、三菱UFJニコスは、当該会員の三菱UFJニコス会員資格を取消すことができるものとします。
- 会員が三菱UFJニコス会員資格を喪失した場合、如水会または三菱UFJニコスの指示に従って、ただちに本カードを三菱UFJニコスに返却し、または本カードに切り込みを入れて破棄するものとします。

第7条(会員情報の提供と利用の同意)

- 本条は、個人情報の取扱いに関する同意条項(以下「同意条項」といいます。)の特約として定めるものであり、申込者または会員は、両社が以下の個人情報を以下の目的で相互に提供し、利用することを承認します。なお、両社は、会員情報の相互の提供と利用については個人情報保護のため適切な措置を講じるものとします。

(1)三菱UFJニコスが如水会に対し、提供する情報と利用目的

①提供する情報

- 入会申込書および入会後に提出した届出書等に記載された、あるいは申告いただいた事項
- 入会審査の結果および三菱UFJニコス会員資格喪失の事実(理由を除きます。)
- 本カード会員番号と有効期限

②利用目的

- 如水会所定の会員向け特典およびサービスの提供
- 如水会の会員管理

(2)如水会が三菱UFJニコスに対し、提供する情報と利用目的

①提供する情報

- 如水会所定の会員向け特典およびサービス・販売の利用情報
- 会員が如水会に届け出た住所などの属性変更情報
- 如水会会員番号
- 如水会会員資格喪失の事実(理由を除きます。)

②利用目的

- 三菱UFJニコス所定の会員向けサービスの提供
- クレジット関連事業における市場調査・商品開発
- 三菱UFJニコスの会員管理

- 申込者または会員は、両社が、両社の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で個人情報を当該業務委託先に提供することを承認します。

第8条(適用)

本特約に定めのない事項については、会員規約または同意条項が適用されるものとし、本特約と会員規約または同意条項の間で抵触があるときは、本特約が優先されるものとします。

<如水会窓口>

如水会に対する個人情報の開示・訂正・削除など、会員情報の取扱いについては、下記にご連絡ください。

・社名：一般社団法人如水会

・所在地：〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-1-1

・電話：03-3262-0114